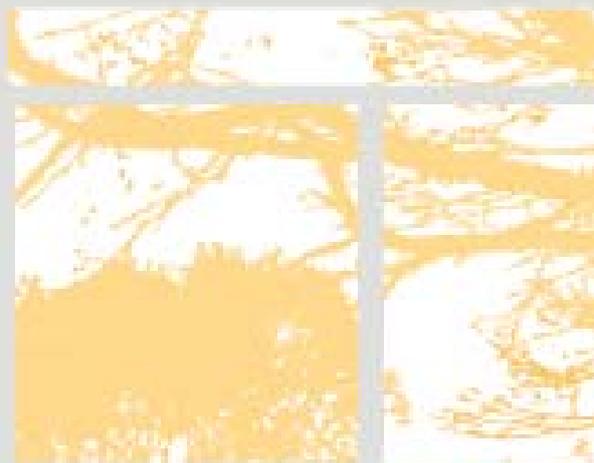




The Gold Standard[®]
Premium quality carbon credits

REQUIREMENTS



ゴールド・スタンダード 要項（仮訳）

目次

謝辞

第0章 本要項の利用方法

- 0.1 本要項について
- 0.2 ゴールド・スタンダード改訂の理由
- 0.3 各版の有効性
- 0.4 改訂版の策定
- 0.5 ゴールド・スタンダード第二版の文書
- 0.6 要項とツールキットの利用方法

第1章 原則

第2章 規定

- I. 適用規定
- II. 定義
- III. プロジェクト適格性基準
- IV. ゴールド・スタンダード登録のプロジェクト・サイクル
- V. ゴールド・スタンダード・プロジェクトのクレジット期間
- VI. 追加性評価
- VII. 持続可能性評価
- VIII. ゴールド・スタンダード・プロジェクトの管理
- IX. 認証とクレジットの発行

第0章

本要項の利用方法

0.1 本要項について

「ゴールド・スタンダード要項」の改訂版をここに発行する。本要項はゴールド・スタンダード第二版の一部を構成し、ゴールド・スタンダード第一版に替わってゴールド・スタンダード・プロジェクトの実施に関する原則と規定の最新版を定めるものである。

0.2 ゴールド・スタンダード改訂の理由

国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の充実、自主的炭素市場の発展に伴い、ゴールド・スタンダードへの関心が高まっている。ゴールド・スタンダード財団が創設された 2003 年以降、ゴールド・スタンダードは発展し続け、認証を求めるプロジェクトが年々増加している。

ゴールド・スタンダードの利用者やプロジェクトは、その数が増えただけでなく、多様化してきている。事務局も設立され、多くの NGO の支持を集めてきた。2008 年第 1 四半期にゴールド・スタンダード登録簿が導入されたことで、口座保有者は全ての認証済プロジェクトを確認できるようになり、ゴールド・スタンダードの自主的排出削減クレジット（GS VER）の取引が世界中で可能となった。

ゴールド・スタンダードは、プロジェクトの持続可能な発展への影響を規制、監視することにより、温室効果ガス削減市場の将来を形成し、その市場をより質の高いものにすることを目指している。この目的は今も変わらないが、2004 年にゴールド・スタンダードの規定が初めて公表された当時と比べて市場は発展してきている。このため、ゴールド・スタンダード第二版では第一版より手続きを簡素化し、文章を明解にし、ガイダンスを増やすことにした。

0.3 各版の有効性

第二版は 2008 年 8 月 1 日より有効とする。第一版の猶予期間は 1 ヶ月である。つまり、2008 年 9 月 1 日より前に、ゴールド・スタンダード申請者資格を求めるために、最初のステークホルダー協議報告書をアップロード、もしくは遡及登録の申請を行ったプロジェクトについては、第一版を適用することができる。第一版およびその全ての関連文書¹は 2008

¹ 「関連文書」とは、以下のゴールド・スタンダード第一版マニュアルを指す。

- ・ CDM プロジェクト・デベロッパー用マニュアル
- ・ プロジェクト・デベロッパー用自主的排出削減（VER）マニュアル
- ・ CDM プロジェクト用有効化および検証マニュアル
- ・ 自主的オフセット・プロジェクト用有効化および検証マニュアル

年 9 月 1 日以降無効となる。

0.4 改訂版の策定

ゴールド・スタンダード第二版は、ゴールド・スタンダードの事務局と技術諮問委員会の監修の下、Ecofys²がTÜV-SÜD³およびFIELD⁴と共同で策定した。

最新版の策定にあたって重視されたのは、規定とガイダンスを理解しやすく、使いやすく、改訂しやすくすることである。最新の第二版は、ゴールド・スタンダード全利用者に運営上の多大な負担をかけることなく、ゴールド・スタンダードの志に見合うものになった。ゴールド・スタンダードの規定は、複数のスキームを同時に実施するプロジェクト提案者の作業を軽減するため、可能な限り UNFCCC の規定を基にしている。ゴールド・スタンダード・プロセスが UNFCCC のクリーン開発メカニズム (CDM) または共同実施 (JI) のプロセスにならって適切に計画・合理化されれば、余分な時間は一切かからないはずである。

0.5 ゴールド・スタンダード第二版の文書

ゴールド・スタンダード第二版は、プロジェクト提案者、有効化審査機関、検証機関、その他の炭素市場関係者と、多様な利用者を想定している。ゴールド・スタンダード文書には主に下記の 2 つがある。

まず、「**ゴールド・スタンダード要項**」(「要項」)は、ゴールド・スタンダード認証の基本原則と規定を簡潔に述べている。本要項により、有効化審査機関やプロジェクト・デベロッパーは、認証基準の概要について知ることができる(現在手にされている文書がこれに当たる)。

そして「**ゴールド・スタンダード・ツールキット**」(「ツールキット」)は、プロジェクトの一連の流れを解説し、ゴールド・スタンダードの利用例および詳しい利用説明を掲載している。要項が不変のゴールド・スタンダード基本原則を述べているのに対し、ツールキットはいつでも改良や改善ができるように考案されている。ツールキットは前例やよくある質問に基づいて、最適な例やガイダンスを盛り込んだものにアップデートされていく。ツールキットには、プロジェクト提案者、有効化審査機関、検証機関およびゴールド・ス

² 連絡先：Ecofys Energy and Climate Strategies、Edwin Dalenoord(e.dalenoord@ecofys.com)または Claudia Doets(c.doets@ecofys.com) / www.ecofys.com

³ 連絡先：TÜV-SÜD “Climate and Energy”、Javier Castro (javier.castro@tuev-sued.de) / www.tuev-sued.de/climatechange

⁴ 連絡先：FIELD Climate Change & Energy Programme、M.J. Mace (mj.mace@field.org.uk) / www.field.org.uk

スタンダード側との間で交換される情報について報告する際に使用しなければならないテンプレートが附属している（ツールキットもゴールド・スタンダードのウェブサイトからダウンロード可能）。

0.6 要項とツールキットの利用方法

要項およびツールキットでは、表 0.1 のように、様々な利用者形態を想定している。各動物マークは、異なる利用者形態を表す。プロジェクト提案者は、プロジェクトの種類と規模によって分類されている。

表 0.1

有効化審査機関 ／検証機関	ゴールド・スタンダード事務局 および技術諮問 委員会	プロジェクト提案者			
		プロジェクト の種類	プロジェクトの規模		
			大／小 ^(注1)	極小 ^(注2)	活動プログラム
		CDM		-	
		JI		-	-
		VER			

(注1) 小規模プロジェクトについては、個別のガイドラインと規定がある。プロジェクトの大小を決める基準は、ツールキットの 1.2 に示されている。

(注2) ゴールド・スタンダードの極小規模プロジェクトとは、排出削減量が CO₂ 換算で年 5,000 トン換算未満のものを指す。

動物マークによって、ゴールド・スタンダード・プロセスの各段階の対象となる使用者を識別することができる。例外がある場合、または規定が全ての動物マークに適用されない場合、その規定に該当する動物マークを直接併記している。表 0.2 で例を示す。

表 0.2

ツールキットでの表示例	説明
第 1 章 計画	第 1 章はすべてのプロジェクト提案者に適用され

	<p>る</p>
<p>3.3 有効化審査作業計画のアップロード</p>  <p>有効化審査プロセスの透明性向上のため、有効化審査作業計画を作成しなければならない。</p>	<p>3.3 は DOE と AIE にのみ適用される</p>
<p>3.1 指定運営組織（DOE）または認定独立組織（AIE）の選定</p>  <p>プロジェクトの有効化審査には2つの方法がある。</p>	<p>3.1 の左記の特定情報は、極小規模プロジェクトの提案者にのみ適用される</p>

動物マークはプロジェクトの種類に応じて設定されている。

バッファロー：クリーン開発メカニズム（CDM）

バッファローの群れ：CDM 活動プログラム

クマ：共同実施（JI）プロジェクト

ペリカン：自主的市場プロジェクト

ハチドリ：自主的市場極小規模プロジェクト

鳥の群れ：全ての規模の自主的市場プロジェクトの活動プログラム

キツネ：独立検査機関（DOE および AIE）

フクロウ：ゴールド・スタンダードの事務局と技術諮問委員会（TAC）

要項では、ツールキットへの参照箇所を、セクション番号の前に **T** を付けて示している。例えば、「**T.4.2.1**」とはツールキットの第4章 4.2.1 を指す。

この「利用方法」を読み終えたら、要項およびツールキットを読み進められたい。

表 0.3 では、**テンプレート**とその記載箇所が示されている。これらのテンプレートは、プロジェクト提案者、有効化審査機関、検証機関およびゴールド・スタンダード側との間で交換される情報について報告する際に使用しなければならない。

表 0.3

テンプレート	説明	記載箇所
ゴールド・スタンダード・パスポート	プロジェクト設計書 (PDD) に網羅されていない必要事項を記載するもの。ゴールド・スタンダードへの登録に必要。	ゴールド・スタンダードのウェブサイト上から入手可能な別文書
現地ステークホルダー協議報告書	現地ステークホルダー協議の内容を報告するもの。	ゴールド・スタンダードのウェブサイト上から入手可能な別文書
ODA 宣言書	プロジェクトの投資者が、ODA 拠出国にクレジットが譲渡される条件で拠出された ODA を使用していないことを明言するもの。	ツールキット附属書 D
持続可能な開発マトリクス	持続可能性指標の中でプロジェクトに関連するものはどれか、およびそれらをどのように採点したかを説明するもの。	ツールキット附属書 I
持続可能性モニタリング計画 (表)	プロジェクトの関連指標およびその該当パラメータのモニタリングを説明する際に使用する。なお、テンプレートがあるのはモニタリングの表だけで、持続可能性モニタリング計画全体に対するものではない。	ツールキット附属書 I
利用規約	プロジェクトがゴールド・スタンダードの名称と商標の合法的な使用にコミットしていることを保証するため、登録前にプロジェクト提案者が署名しなければならない。	ツールキット附属書 M
カバーレター	ゴールド・スタンダード認証に関連する全ての前提条件が満たされていることを保証するため、登録前にプロジェクト提案者が署名しなければならない。	ツールキット附属書 N

要項やツールキットに関するご質問やアドバイス等があれば、ぜひ連絡⁵されたい。

⁵メールアドレス: info@cdmgoldstandard.com

第 1 章

原 則

ゴールド・スタンダード認証枠組みの基本原則

各ゴールド・スタンダード・プロジェクトが直面する状況や条件はそれぞれ異なるため、共通の規則を適用することは難しい。本章では、ゴールド・スタンダードを裏打ちするとともに、その設計からプロジェクト認証の可否までを方向づける原則の概要を述べる。

そもそもゴールド・スタンダードの目的は、対象範囲内にある技術について革新を奨励し、正当性を付与し、遵守市場（compliance market）と自主的市場（voluntary market）において現実的対応を可能にすることである。これらの目的間のバランスは、参加型及びボトムアップのプロセス、保守的なアプローチ、一元的な設計、そして検証可能な情報と透明性へのコミットメントによって保たれる。

主たる原則は、プロジェクト設計において**ボトムアップかつ総合的なアプローチ**を採用することである。ゴールド・スタンダードは、不完全な情報や予期せぬ結果が一般的である世界を前提としている。炭素市場で不要な二次的影響が生じる危険性を低減するために、ゴールド・スタンダードでは、社会的、経済的および環境的な成功度の最重要指標を地域社会が定めるための十分なステークホルダー協議を求めている。

継続可能な開発マトリックス、ステークホルダー協議に関するガイドライン、モニタリング計画要件などのゴールド・スタンダード・ツールは、「プロジェクトの重大な影響が見過ごされる危険性を減らすため、プロジェクトの成功とリスクは参加型のプロセスによって定義すべきである」という総合理念を体現したものである。

完全な情報というものは不可能であるとの認識のもと、ゴールド・スタンダードは**透明性と保守的なアプローチの原則**を支持している。正確性が確保できないような場合には、十分な裏付けがあり、かつトレース可能な保守的選択肢を選ぶこととなる。

文化的状況も言語も様々であり、「地域社会」の定義は動的であることから、各プロジェクトはそれぞれ独自の状況下で実施される。従って、確信が持てない場合は、ゴールド・スタンダード・ツールの全面的な適用に向けて真摯な、そして最善の努力が払われ、同時にプロジェクトに関連する最終判断には透明で再現性のある**現実主義**を適用する同様の努力が払われたことが証明できるようにすればよい。

ときには規定を逸脱せざるをえない場合も生じるであろう。ゴールド・スタンダード規定の現実に即した適応は許容されるが、プロジェクト提案者には先に述べた他の原則に則った透明性があり客観的に検証可能な説明を提示することが求められる。

第三者による検査とゴールド・スタンダードによる最終的な審査は、可能な限りゴールド・スタンダードの基本原則が守られ文書化されていること、文書化にあたっては追加的努力の必要性を（情報の質が不十分な場合を除き）最小限に抑えられるよう、できる限り既存の情報源の利用がなされていることを確実にするためのものである。

ゴールド・スタンダードの究極的な目標は、関係者全員にとっての付加価値をプロジェクトに与えることであり、その要件は、この目標を達成するためにゴールド・スタンダード支持団体が最善と考えるプロセスを反映したものである。

ゴールド・スタンダードは、高品質の排出削減のみを認証するという目的において一切妥協することなくその基準を改善し効率化することを常に目指している。

ゴールド・スタンダード認証は、遵守市場において最も優れた取り組みを際立たせ、任意市場での誠実な取り組みに正当性を付与するためのものである。しかしながら、ゴールド・スタンダードは *CDM* に対して追加的な性質を持ち、*CDM* とは独立したものである。ゴールド・スタンダードの適用は、いかなる意味においても *CDM* 理事会への申請に反映されるものではない。

第2章 規定

I. 適用規定

I.a. UNFCCC 規定

I.a.1. ゴールド・スタンダード文書で特に指定のない限り、ゴールド・スタンダード認証のために申請された全プロジェクトは、定期的に更新される気候変動枠組条約（UNFCCC）のクリーン開発メカニズム（CDM）または共同実施（JI）プロジェクトに関する適用規定に合致していなければならない。

I.b. ゴールド・スタンダード規定

I.b.1. 全てのゴールド・スタンダード・プロジェクトは、該当するゴールド・スタンダード文書に合致しているものとする。ゴールド・スタンダード文書とは、本ゴールド・スタンダード要項、ゴールド・スタンダード・ツールキットとその附属書類（ゴールド・スタンダード利用規約、テンプレートおよびカバーレターを含む）、ゴールド・スタンダード登録簿の利用規約、ゴールド・スタンダード VER 追加性ツールおよびゴールド・スタンダード VER 方法論を指す。

I.b.2. 本要項では、T の文字で始まるセクション番号（「T.1.2.a」など）は、ゴールド・スタンダード・ツールキットの参照箇所を示す。

I.c. ゴールド・スタンダード第一版（GSv1）からゴールド・スタンダード第二版（GSv2）への移行

I.c.1. **GSv1 の失効。** ゴールド・スタンダード第一版と全ての関連文書は、2008 年 8 月 1 日をもって失効する。

I.c.2. **GSv2 の発効。** ゴールド・スタンダード第二版の文書は、2008 年 8 月 1 日に発効する。

I.c.3. 猶予期間

I.c.3.1. 2008 年 9 月 1 日以前に、ゴールド・スタンダード申請者資格を求める

ために現地ステークホルダー協議報告書をアップロードしたプロジェクト提案者は、ゴールド・スタンダード第一版に基づく申請を選択できるものとする。

I.c.3.2. 2008年9月1日以前に、遡及登録を申請するために必要プロジェクト書類を提出したプロジェクト提案者は、ゴールド・スタンダード第一版に基づく申請を選択できるものとする。

II. 定義

認定独立組織 (Accredited Independent Entity, AIE) 共同実施プロジェクトによる排出削減が、京都議定書第6条およびJIガイドラインの関連要件を満たしているか否かを判断する組織。

附属書I国 (Annex I Parties) 気候変動枠組条約 (UNFCCC) のもとで温室効果ガスの排出削減義務を有する先進国。

ベースライン (Baseline) 特定の炭素クレジット・プロジェクトが行われなかった場合に発生するであろう温室効果ガス排出量。BAU (Business as usual) シナリオとも呼ばれる。プロジェクトの排出削減量を算出するための基準となり、追加性の判断に使用される。

認証排出削減量 (Certified Emission Reduction, CER) CDMプロジェクトによって発生する炭素クレジット。1クレジットは、CO₂換算で1トンに相当する。

認証 (Certification) 特定期間にプロジェクト活動が、人為起源の温室効果ガス (GHG) の排出削減を検証通り達成したことを保証する、指定運営組織による保証書。

クリーン開発メカニズム (Clean Development Mechanism, CDM) UNFCCC 京都議定書第12条によって創設された制度。京都議定書に基づく先進国 (附属書I国) の定量的な排出量抑制・削減義務の遵守と発展途上国 (非附属書I国) の持続可能な開発を支援するため、非附属書I国で認証排出削減量 (CER) を発生させる排出削減活動を、附属書I国が削減義務の達成に向けて活用することを認めるもの。

CDM 活動プログラム (CDM Programme of Activities, CPA) 特定の活動プログラムに基づく CDM プロジェクト活動。温室効果ガスの排出削減や吸収源による人為起源温室効果ガスの正味での除去につながる、単一または相関性のある一連の方策で、ベースライン法で定義された指定地域内で適用される。

CPA VER 同等 (CPA VER-equivalent) 本要項では、自主的活動プログラムに基づくプロジェクト活動を指す。

指定運営組織 (Designated Operational Entity, DOE) プロジェクトの有効化審査を行う民間企業。国際連合がプロジェクト評価機関として認可した企業であり、オフセット・プロジェクトが信頼できる方法で設計されていることの有効化審査を行い、炭素排出削減が確実に達成されるようプロジェクト自体を管理する。

指定国家機関 (Designated National Authority, DNA) CDM プロジェクトに承認書を発行する資格を持つホスト国の機関。

無危害評価 (Do No Harm Assessment) 提案されたプロジェクト活動が環境、社会または経済に悪影響をもたらす危険性に対するプロジェクト提案者による評価。一連のセーフガード原則を使用する。

排出削減単位 (Emissions Reduction Unit, ERU) JI プロジェクトによって発生する炭素クレジット。1 クレジットは CO₂ 換算で 1 トンに相当する。

ゴールド・スタンダード・クレジット期間 (Gold Standard crediting period) ゴールド・スタンダード・プロジェクト活動が、ゴールド・スタンダードのクレジット対象となる排出削減を発生させる期間。

ゴールド・スタンダード文書 (Gold Standard documentation) ゴールド・スタンダード要項、ゴールド・スタンダード・ツールキット (これに附属するゴールド・スタンダード利用規約、テンプレートおよびカバーレターを含む)、ゴールド・スタンダード登録簿利用規約、ゴールド・スタンダード VER 追加性ツールおよびゴールド・スタンダード VER 方法論などを指す。

ゴールド・スタンダード・パスポート (Gold Standard Passport) プロジェクト設計書 (PDD) に記載された情報に加えて、ゴールド・スタンダード登録に必要な全ての情報を提供する文書。全てのゴールド・スタンダード・プロジェクト提案者が記入しなければならない。

ゴールド・スタンダード支持 NGO (Gold Standard Supporter NGOs) ゴールド・スタンダードの原則を支持することを正式に表明している非政府組織。

ゴールド・スタンダード VER 方法論 (Gold Standard VER methodology) 次の 2 つで構成される方法論。

- (i) ベースライン法：プロジェクト活動が実施されなかった場合の最もあり得るシナリオ（「ベースライン・シナリオ」と呼ばれる）における排出量を推定するための方法。
- (ii) モニタリング法：プロジェクト参加者がモニタリング計画の実施に必要な全ての関連情報を収集・保存するための方法。

グリーン証書とホワイト証書 (Green or White Certificates) グリーン証書は電力が再生可能エネルギーを用いて発電されたことを証明する証書。ホワイト証書はエネルギー効率向上対策によってエネルギーが節約されたことを証明する証書。

ホスト国 (Host country) プロジェクト活動が実施される国。

共同実施 (Joint Implementation, JI) UNFCCC 京都議定書第 6 条によって創設された制度。京都議定書に基づく先進国の定量的な排出量抑制・削減義務の遵守を支援するもので、排出削減単位 (ERUs) が発生する。

非附属書 I 国 (Non-Annex I countries) UNFCCC の附属書 I に記載されていない国 (附属書 I では先進国を設定している)。その全てが発展途上国である。

政府開発援助 (Official Development Assistance, ODA) 政府機関によって供給される途上国や多国間機関への資金援助で、途上国の経済発展と福祉を主な目的とし、譲許的性質を持ち、少なくとも 25% の贈与的要素を含むもの。詳細な定義については、T.1.2.e を参照。

プレ CDM VER (Pre-CDM VERs) CDM または JI 登録以前に VER プロジェクトに対して発行されるゴールド・スタンダード VER。

プレ・フィージビリティ調査 (Pre-feasibility Assessment) 提案されたプロジェクト活動がゴールド・スタンダードの基準を満たしており、ゴールド・スタンダードへの登録が可能か否かを予め評価するために必要な手続き。

活動プログラム (Programme of Activities, PoA) 温室効果ガスの排出削減や吸収源による人為起源温室効果ガスの正味での除去につながる、相関性のある一連の方策で、ベースライン法で定義された指定地域内で適用される。

プロジェクト申請者 (Project Applicant) 登録以前に、特定プロジェクトの売り込みのためにゴールド・スタンダード商標の使用を希望するプロジェクト提案者。

プロジェクト設計書 (Project Design Document, PDD) UNFCCC およびゴールド・スタンダード VER のプロセスにおいて CDM または JI 登録に必要な文書。排出削減プロジェクトの詳細に関する記述とプロジェクトが有効化審査の基準をどのように満たしているかの説明が含まれる。

プロジェクト参加者 (Project participant) (1) プロジェクト活動に対する承認書を提出した締約国。(2) 締約国が提出した承認書によってプロジェクト活動への参加を許可された民間または公的機関。(3) ゴールド・スタンダード VER プロジェクトにおいて、プロジェクト活動に責任を持つ、またはプロジェクト提案者と緊密に協力してプロジェクト活動の実施に当たっている組織または個人。プロジェクト参加者全体は、プロジェクト提案者によって代表されるものとする。

プロジェクト提案者 (Project Proponent) プロジェクト参加者を代表して、登録およびクレジット取得のためにゴールド・スタンダードにプロジェクトを提出する組織または個人。

提案されたプロジェクト活動 (Proposed project activity) ゴールド・スタンダードのクレジットを求める対象となる活動。

通常プロジェクト・サイクル (Regular Project Cycle) 建設または実施の開始日以前にゴールド・スタンダード登録の申請をしたプロジェクトに適用されるプロジェクト・サイクル。

クレジットの遡及発行 (Retroactive crediting) ゴールド・スタンダード登録以前に発生した排出削減に対するクレジットの発行。

遡及登録 (Retroactive registration) すでに実施または建設中のプロジェクト活動の登録。登録日以前に実現された排出削減に対するクレジットを取得する目的で行われる。

セーフガード原則 (Safeguarding principles) ゴールド・スタンダードの持続可能性評価の一環として「無危害評価」を実施する際に考慮されるべき 11 の原則。

標準 UNFCCC クレジット期間 (Standard UNFCCC crediting period) CDM または JI プロジェクト活動が、UNFCCC 規定に基づくクレジット請求の対象となる排出削減を発生させる期間。UNFCCC 規定では、クレジット期間には 2 回を限度に合計 21 年まで更新可能な各期 7 年間のものと、更新不可の 10 年間のものがある。ゴールド・スタンダード登録では 7 年の期間が選択・更新され、ベースラインおよび持続可能性指標の評価は各 7 年期が経過するごとに更新および再有効化されなければならない。

建設または実施開始日 (Start date of construction or implementation) プロジェクトの予算が当てられるプロジェクト現場周辺でのインフラ、建物または機械設備導入に関する作業の開始日。

機関 (State) 本要項では、温室効果ガス排出量の上限が設定されている準国家的行政単位を指す。

持続可能性モニタリング計画 (Sustainability Monitoring Plan) ゴールド・スタンダード持続可能性評価の一環として作成される、持続可能な開発に対するプロジェクトの影響をモニタリングするための計画。

初回提出時点 (Time of first submission) 通常のプロジェクト・サイクルで進行するプロジェクトの場合は、現地ステークホルダー協議報告書を提出した時点。遡及プロジェ

クト・サイクルで進行するプロジェクトの場合は、プレ・フィージビリティ調査に必要なゴールド・スタンダード・プロジェクト活動文書を提出した時点。

有効化審査 (Validation) プロジェクトがゴールド・スタンダードの有効化要件を満たしているかを審査する、指定運営組織もしくは認定独立組織による第三者評価（または、極小規模のプロジェクトの場合は、ゴールド・スタンダードによる内部評価）。

検証 (Verification) 検証期間中に登録プロジェクト活動によって生じた人為起源の温室効果ガス（GHG）の排出削減量のモニタリング結果に対して、指定運営組織が定期的に行う第三者審査および事後測定。

VER-POA-DD 自主的プログラム活動の設計書。

自主的排出削減 (Voluntary Emission Reduction, VER) 自主的オフセット・プロジェクトの認証から生じる単位。

定義の詳細については、UNFCCC 用語集

(http://cdm.unfccc.int/Reference/Guidclarif/glos_CDM_v03.pdf) を参照（英語のみ）。

III. プロジェクト適格性基準

III.a. 一般適格性要件

III.a.1. **一般要件。** 全てのゴールド・スタンダード・プロジェクトは、追加性があり、持続可能な開発に貢献するものであり、測定および検証可能な真の永続的排出削減につながるものでなければならない。

III.a.2. **事前発表に関する声明。** 炭素クレジットによる収入を見込まない状態で、プロジェクト開始の発表が過去に行われた場合、プロジェクト活動はゴールド・スタンダードへの登録およびクレジット取得の適格性を持たない。ただし、プロジェクトがその後中止されたか計画が大幅に修正された場合はこの限りでない。プロジェクト提案者は、そのような発表を過去にしていなかったことを保証する**事前発表に関する声明**を、ゴールド・スタンダード・パスポートに記載するものとする。い

かなる時点においても、この声明が虚偽であると証明された場合、ゴールド・スタンダード財団は、プロジェクト申請者のゴールド・スタンダード登録簿口座を取り消し、ゴールド・スタンダード登録を抹消するものとする。

III.a.3. **その他のプロジェクト活動。** 提案されたプロジェクト活動の適格性をゴールド・スタンダード文書に示された基準に基づいて判断できない場合、プロジェクト提案者は、ゴールド・スタンダード登録の申請前にゴールド・スタンダード財団に適格性を認める決定を求め、これを確保することができる。

III.b. プロジェクト活動の実施場所に関する適格性

III.b.1. **ゴールド・スタンダード CDM ホスト国。** ゴールド・スタンダード CDM プロジェクト活動は、UNFCCC により定義されている非附属書 I 国で行われなければならない。T.1.2.b を参照。

III.b.2. **ゴールド・スタンダード JI ホスト国。** ゴールド・スタンダード JI プロジェクト活動は、UNFCCC の附属書 B に削減義務が記載されている附属書 I 国で行われなければならない。T.1.2.b を参照。

III.b.3. **ゴールド・スタンダード VER ホスト国または機関。** ゴールド・スタンダード VER プロジェクト活動は、任意のホスト国または機関で行ってよい。ただし、ホスト国または機関が温室効果ガスの排出上限を有する場合、ゴールド・スタンダード VER の発行と引き換えに同等の排出権が償還されるという十分な保証をプロジェクト提案者がゴールド・スタンダード財団に提示した場合にのみ、プロジェクトは適格性を持つ。ゴールド・スタンダード・クレジットは、同等の排出権が償還されたことが確認されるまでは発行されない。T.1.2.b を参照。

III.b.4. **ゴールド・スタンダード VER ホスト国または機関 (登録後の温室効果ガス排出上限の設定)。** 関連する温室効果ガスの排出上限をホスト国または機関が採択または導入する前に、そのホスト国または機関で登録されたプロジェクトは、排出上限の導入日以降に発行された VER について、これと引き換えに排出権または排出削減を反映するその他の権利を償還しなければならないものとする。

III.c. プロジェクト活動の対象ガス

III.c.1. **対象ガス。**二酸化炭素 (CO₂)、メタンガス (CH₄) または亜酸化窒素 (N₂O) を削減するプロジェクト活動のみがゴールド・スタンダード登録およびクレジット取得の適格性を持つこととする。ただし、プロジェクト活動がゴールド・スタンダード適格性基準を満たしていることを条件とする。

III.c.2. **対象および非対象ガスの両方を含むプロジェクト活動。**対象および非対象ガスの両方を削減するプロジェクト活動は、対象ガスに関する排出削減分についてのみゴールド・スタンダード・クレジットを取得できるものとする。

III.d. プロジェクトの種類に関する適格性

III.d.1. **プロジェクトの種類に関する適格性。**ゴールド・スタンダード登録の適格性を持つプロジェクト活動のカテゴリーは、**再生可能エネルギー供給プロジェクト活動**と**最終用途でのエネルギー効率向上プロジェクト活動**の2種類のみである。

III.d.2. **再生可能エネルギー供給。**このカテゴリーのプロジェクト活動は、非化石エネルギー源および非枯渇性エネルギー源（埋立地ガスを除く）からのエネルギー・サービス（機械作業、電力、熱源など）の産出および提供と定義する。

III.d.3. **最終用途でのエネルギー効率向上。**このカテゴリーのプロジェクト活動は、非エネルギーの財またはサービスの提供または製造に必要なエネルギー量を削減する活動と定義する。

III.d.4. **特定追加適格性基準。**上記2種類のカテゴリーに該当するゴールド・スタンダード・プロジェクト活動は、ゴールド・スタンダード・ツールキット附属書 C に示されている、プロジェクトの種類に応じた特定追加適格性基準も加えて満たさなければならない。

III.d.5. **適格および不適格なプロジェクト種類の両方を含むプロジェクト活動。**ゴールド・スタンダード文書、特にツールキット附属書 C に記載された追加適格性基準リストで特に指定されない限り、再生可能エネルギーおよびそれ以外のエネルギー

一源を組み合わせる活動は、提供されるエネルギー・サービス全体のうち再生可能エネルギー源が占める割合に応じた排出削減量に対してのみ、クレジットを請求できるものとする。

III.d.6. **とりまとめられた複数のプロジェクト活動。** 複数のプロジェクト活動をゴールド・スタンダード登録のためにまとめて提出する場合、各プロジェクト活動は、それぞれがゴールド・スタンダード適格性基準を満たしていなければならないものとする。

III.d.7. **活動プログラム。** プロジェクト活動の集合をまとめた活動プログラムとしてゴールド・スタンダード登録のために提出する場合、各活動はそれぞれにゴールド・スタンダード適格性基準を満たしていなければならない。

III.e. プロジェクト規模に関する適格性

III.e.1. **ゴールド・スタンダード CDM および JI プロジェクト活動。** ゴールド・スタンダード CDM および JI プロジェクト活動は、UNFCCC の規定に従って定義され T.1.2.a に記述されているように、「大規模」または「小規模」プロジェクト活動のいずれかに分類される。

III.e.2. **ゴールド・スタンダード VER プロジェクト活動。** ゴールド・スタンダード VER プロジェクト活動は「大規模」、「小規模」または「極小規模」プロジェクト活動のいずれかに分類される。

III.e.2.1. 「大規模」および「小規模」プロジェクト活動は、T.1.2.a に記述されているように、UNFCCC の規定に従って定義される。

III.e.2.2. 「極小規模」プロジェクト活動とは、ゴールド・スタンダード・クレジット期間中の排出削減量が CO₂ 換算で年 5000 トン未満のプロジェクト活動を指す。

III.e.3. **選択されたプロジェクト規模を超過する年間排出削減。** 小規模および極小規模プロジェクトにおいて、年間排出削減量が上限を超過した場合であっても、当該プ

プロジェクト規模に認められたクレジット（ゴールド・スタンダードCER、ERUまたはVER）の年間上限を超えて取得することはできない。小規模CDMまたはJIプロジェクトとしてクレジット可能な量を超えて発生した排出削減に対してゴールド・スタンダードVERを請求することはできない。CDMプロジェクト活動の一部ではない個別のプロジェクト要素については、それらがVERプロジェクト活動として個別に有効化されている限り、ゴールド・スタンダードVERを請求することができる。T.4.11を参照。

III.f. プロジェクト活動の方法論に関する適格性

III.f.1. **CDM および JI プロジェクト活動。** CDM および JI プロジェクト活動がゴールド・スタンダード登録の適格性を得るためには、UNFCCCに承認された CDM 方法論を用いなければならない（適用方法論については T.2.2 を参照）。全てのゴールド・スタンダード・プロジェクト活動文書は、プロジェクト活動のゴールド・スタンダード登録のための *初回提出時点* で入手可能な最新版の方法論を適用しなければならない。

III.f.2. **VERプロジェクト活動。** VERプロジェクト活動がゴールド・スタンダード登録の適格性を得るためには、UNFCCCに承認されたCDM方法論またはゴールド・スタンダードVER方法論を用いなければならない（適用方法論についてはT.2.2を参照）。ゴールド・スタンダードに提出される全てのプロジェクト活動文書は、プロジェクト活動のゴールド・スタンダード登録のための *初回提出時点* で入手可能な最新版の方法論を適用しなければならない。ゴールド・スタンダード登録のための *初回提出時点* から3ヶ月以内にプロジェクト活動が有効化審査のために提出される 場合に限り、プロジェクト活動はゴールド・スタンダード登録が行われるまでの間、この方法論とその版を使用することができる。

III.f.3. **初回提出時点。** 通常プロジェクト・サイクルを適用するプロジェクト活動の場合、初回提出時点とは、現地ステークホルダー協議報告書を提出した時点を目指す。遡及プロジェクト・サイクルを適用するプロジェクト活動の場合、初回提出時点とは、プレ・フィージビリティ調査のためにゴールド・スタンダード・プロジェクト活動文書を提出した時点を目指す。

III.f.4. **ベースライン方法論と保守性。**他のベースライン方法論の選択を支持する説得力のある論拠がない限り、プロジェクト提案者はベースライン排出量が最低限となる承認されている方法論とこの方法論が提供する選択肢を使用しなければならない。T.2.2 にガイドラインが示されている。

III.f.5. **新たなゴールド・スタンダード VER 方法論の提案。**ゴールド・スタンダード財団に新たな VER 方法論を提出し承認を求めるプロジェクト提案者は、T.5.1 に示された手順に従うものとする。

III.g. 不適格なプロジェクト活動融資

III.g.1. **ODA 支援。**プロジェクト活動によって発生するクレジットが、政府開発援助（ODA）による支援を提供する援助国へ直接的または間接的に譲渡される条件のもとに ODA が提供される場合、プロジェクト活動にはゴールド・スタンダード炭素クレジット取得の適格性がない。ODA の定義は T.1.2.e に示されている。

III.g.2. **ODA 宣言書。**全てのゴールド・スタンダード申請者は、有効化審査に関連してプロジェクト設計書と共にツールキットの附属書 D にある ODA 宣言書に署名し、これを提出しなければならない。

IV. ゴールド・スタンダード登録のプロジェクト・サイクル

IV.a. 登録要件

IV.a.1. **登録要件。**ゴールド・スタンダード CDM、JI または VER プロジェクトとして正式にゴールド・スタンダードに登録され、ゴールド・スタンダード・ツールキットに示されている全ての適用手順に従った適格プロジェクト活動のみが、ゴールド・スタンダード・クレジットを取得することができる。

IV.a.2. **ゴールド・スタンダード商標の使用。**登録前にゴールド・スタンダード商標の使用を希望するプロジェクト提案者は、ゴールド・スタンダード・ツールキットの附属書 M に記載されたゴールド・スタンダード利用規約を参照しなければならない。

IV.a.3. **遡及登録。**プロジェクト提案者は、T.2.5 に示された手順に従ってゴールド・スタンダードにプレ・フィージビリティ調査の申請をすることによって、*建設または実施の開始日以降*にゴールド・スタンダードへの遡及登録を求めることができる。このプレ・フィージビリティ調査は、特にプロジェクトがゴールド・スタンダードの追加性基準を満たしていることを、信頼性と透明性のある形で実証するものとする。

IV.b. 適用プロジェクト・サイクル

IV.b.1. **通常プロジェクト・サイクル。**通常プロジェクト・サイクルは、*建設または実施の開始日以前*にゴールド・スタンダード登録の申請をするプロジェクト活動に適用される。

IV.b.2. **通常プロジェクト・サイクルの主な要素。**通常プロジェクト・サイクルの主な要素には以下が含まれる。プロジェクトの計画、設計および報告（プロジェクトの適格性評価、プロジェクト設計書（PDD）の初期作成、ベースラインおよびモニタリング方法論の選定、追加性評価、持続可能性評価とこれに伴う持続可能な開発マトリクスと持続可能性モニタリング計画の作成、現地ステークホルダー協議、ステークホルダー協議報告書の作成と提出、必要に応じたプロジェクトの修正、ステークホルダーによるフィードバック、ならびにゴールド・スタンダード・パスポートと PDD の最終化と提出）、有効化審査、ゴールド・スタンダード登録審査、プロジェクト登録、モニタリング、報告、ゴールド・スタンダード検証審査、プロジェクト検証、ゴールド・スタンダード認証、ならびにゴールド・スタンダード・クレジットの発生と発行。

IV.b.3. **遡及プロジェクト・サイクル。**遡及プロジェクト・サイクルは、*建設または実施の開始日以降*にゴールド・スタンダード登録を申請するプロジェクト活動に適用される。

IV.b.4. **遡及プロジェクト・サイクルの主な要素。**遡及プロジェクト・サイクルの主な要素には以下が含まれる。プロジェクト報告（プロジェクトの適格性評価、プロジェクト設計書（PDD）の初期作成、ベースラインおよびモニタリング方法論の選

定、追加性評価、ならびに持続可能性評価とこれに伴う持続可能な開発マトリクスと持続可能性モニタリング計画の作成)、ゴールド・スタンダード・プレ・フェージビリティ調査、ステークホルダーによるフィードバック、必要に応じたプロジェクトの修正、有効化審査、ゴールド・スタンダード登録審査、プロジェクト登録、モニタリング、報告、ゴールド・スタンダード検証審査、プロジェクト検証、ゴールド・スタンダード認証、ならびにゴールド・スタンダード・クレジットの発生と発行。

V. ゴールド・スタンダード・プロジェクトのクレジット期間

V.a. クレジット期間

V.a.1. **ゴールド・スタンダード・クレジット期間の長さ。** 排出削減を発生させるゴールド・スタンダード・プロジェクト活動がクレジットを請求できる期間は、**標準 UNFCCC クレジット期間**に従って、2回を限度に合計 21 年まで更新可能な各期 7 年間、または更新不可の 10 年間とする。更新可能な 7 年の期間が選択された場合、ベースラインおよび持続可能性評価は、各 7 年期が経過するごとに更新および再有効化されなければならない。

V.a.2. ゴールド・スタンダード・クレジット期間の開始日

V.a.2.1. **通常プロジェクト・サイクル**で進行するプロジェクトについては、ゴールド・スタンダード・クレジット期間の開始日は、ゴールド・スタンダード・プロジェクトとして正式登録された日とする。

V.a.2.2. **遡及プロジェクト・サイクル**で進行するプロジェクト活動は、ゴールド・スタンダード登録の 2 年前まで遡って達成された排出削減に対する遡及クレジットを請求することができる。

V.a.3. **クレジット合計期間。** プレ CDM VER (下記参照) を含むプロジェクト活動を除いて、ゴールド・スタンダード・プロジェクト活動に対するクレジット合計期間は、開始日およびプロジェクト・サイクルにかかわらず、**標準 UNFCCC クレジット期間**を超過することはできない。T.1.2.f を参照。

V.a.4. **部分的クレジット期間**

V.a.4.1. プロジェクト提案者は、ゴールド・スタンダードに検証報告書を提出することによって、クレジット期間中の任意の時点でゴールド・スタンダード・クレジットを要求（オプトイン）することができる。

V.a.4.2. プロジェクト提案者は、ゴールド・スタンダード・クレジット・プロセスからオプトアウトする意思を通知することによって、クレジット期間中の任意の時点でゴールド・スタンダード・クレジット対象からオプトアウトすることができる。一旦通知を行うとこのオプトアウトは確定となり、それ以降プロジェクト活動はゴールド・スタンダード・プロジェクト活動として見なされない。

V.a.5. **クレジットの遡及発行**

V.a.5.1. **遡及プロジェクト・サイクル**（すなわち、ゴールド・スタンダード登録の申請が**建設または実施の開始日以降**に行われる場合）においてゴールド・スタンダード登録**以前**に発生した排出削減は、ゴールド・スタンダード登録日から最大2年間遡った分までが遡及クレジットの対象となる。ただし、合計クレジット期間は、**標準UNFCCCクレジット期間**を超過しないこととする。

V.a.5.2. CDMまたはJIプロジェクト活動がUNFCCCに登録された**後**、かつゴールド・スタンダードCDMまたはJIに登録される**前**に**通常プロジェクト・サイクル**において発生した排出削減は、UNFCCC登録日とゴールド・スタンダード登録日との間の期間について、ゴールド・スタンダード・クレジットの遡及発行の対象となる。ただし、合計クレジット期間は、**標準UNFCCCクレジット期間**を超過しないこととする。

V.a.6. **CDMまたはJI登録を求めるゴールド・スタンダードVER（「プレCDM VER」）**。UNFCCCでのCDMまたはJI登録を申請中でゴールド・スタンダードVERプロジェクト活動として承認されたプロジェクト活動は、以下を条件としてCDMクレジット期間開始日（UNFCCC登録日）の**1年前**まで遡ってゴールド・スタンダードVERを請求することができる。

V.a.6.1. プロジェクト開発者は、2008年1月31日以前に CDM 有効化審査のために最終版のプロジェクト設計書（PDD）を指定運営組織（DOE）に提出した証明を提供すること。

V.a.6.2. プロジェクト実施開始日と CDM 登録日の不一致の理由が DOE に提供され、ゴールド・スタンダード VER 期間の検証報告書の中で DOE がこれを確認すること。

V.a.7. **クレジット期間総計。** ゴールド・スタンダード・プロジェクト活動が1つ以上の他の自主的炭素基準や認証制度に登録されていた、またはされている場合、ゴールド・スタンダードおよびその他の基準や制度でプロジェクト提案者が求める全ての炭素クレジットを総合したとき、全ての制度でのクレジット期間の合計がゴールド・スタンダード・クレジット期間を超過してはならない。ゴールド・スタンダード利用規約第10条に基づき、この要件に違反したことが判明したプロジェクトは直ちにゴールド・スタンダード資格を取り消されるものとし、ゴールド・スタンダード財団はこの行為に対して法的措置を取る、またはこれを公表する権利を保持する。

V.b. **ゴールド・スタンダード CDM/JI への提出とゴールド・スタンダード VER への提出との関係性**

V.b.1. **ゴールド・スタンダード CDM/JI 区分とゴールド・スタンダード VER 区分への同時提出。** プロジェクト活動は、ゴールド・スタンダード CDM/JI 区分への登録とゴールド・スタンダード VER 区分への登録申請を並行して提出することができる。

V.b.1.1. CDM/JI プロジェクト活動の申請が UNFCCC に登録された場合、ゴールド・スタンダード VER プロジェクト活動への登録は取り消されるものとする。

V.b.1.2. CDM/JI プロジェクト活動の申請が UNFCCC に却下された場合、プロジェクト活動のゴールド・スタンダード VER 区分での登録を継続するため

には、プロジェクト提案者は T.2.5 に示された手順に従ってプレ・フィージビリティ調査の申請をしなければならない。

V.b.1.3. プロジェクト活動が、ゴールド・スタンダード CDM/JI 区分への登録とゴールド・スタンダード VER 区分への登録の両方に並行して提出された場合、プロジェクトの却下に関する UNFCCC との正式なやりとりがプロジェクト提案者によってゴールド・スタンダード財団に提出されるまで、またはプロジェクト活動のゴールド・スタンダード CDM/JI 区分での登録の取り消しをプロジェクト提案者が正式に要請するまで、ゴールド・スタンダード VER クレジットは発行されないものとする。T.2.5.3 を参照。

V.b.2. **UNFCCC 却下後のゴールド・スタンダード VER への提出。** UNFCCC によってプロジェクト活動が却下された後、プロジェクト提案者は VER 区分でのゴールド・スタンダード登録を申請することができる。このプロセスは T.2.5 に示された手順に従ってプレ・フィージビリティ調査の申請をすることによって開始される。

V.b.3. **クレジット期間中のゴールド・スタンダード VER クレジットからゴールド・スタンダード CER/ERU クレジットへのアップグレード。** プロジェクト提案者は、クレジット期間中の任意の時期に、将来の排出削減についてゴールド・スタンダード VER プロジェクト活動からゴールド・スタンダード CDM/JI プロジェクト活動へのアップグレードを求めることができる。ただし、その将来期間についてゴールド・スタンダード VER クレジットが発行される以前にプロジェクト提案者がゴールド・スタンダード CDM/JI への申請を行うことを条件とする。

V.c. **他の認証および排出量取引制度へのプロジェクト活動の参加**

V.c.1. **他の自主的炭素基準。** 他の自主的炭素クレジット制度に登録された、または登録される予定の VER プロジェクト活動は、次の条件を満たした場合にのみゴールド・スタンダード VER 登録の適格性を持つものとする。

V.c.1.1. 特定の年の排出削減のクレジットは1つの制度で1回のみ請求されること。

V.c.1.2. プロジェクト提案者によって請求される全ての炭素クレジットを合計したとき、炭素基準の種類にかかわらず、クレジット期間の合計は *UNFCCC* の標準的なクレジット期間（すなわち、10 年間、または 2 回を限度に合計 21 年まで更新可能な各期 7 年間）を超過しないものとする。

V.c.2. **証書取引制度。** グリーンもしくはホワイト証書、または同等の証書を求めるプロジェクト活動には、ゴールド・スタンダード炭素クレジットの発行によってダブルカウントが発生しないという明確で説得力のある証明をプロジェクト提案者が提供しない限り、ゴールド・スタンダード登録の適格性がないものとする。

V.c.3. **欧州排出量取引制度 (EU ETS)。** EU ETS の対象設備を含むプロジェクト活動には、ゴールド・スタンダード VER の発行と引き換えに同等の EU ETS 排出権（「EAU」）を償還するという十分な保証をプロジェクト提案者がゴールド・スタンダード財団に提示しない限り、ゴールド・スタンダード登録の適格性がない。発行されるゴールド・スタンダード・クレジットと同等の EAU が償還されたことが確認されるまでゴールド・スタンダード・クレジットは発行されない。

VI. 追加性評価

VI.a. 追加性要件

VI.a.1. **追加性。** 全てのゴールド・スタンダード・プロジェクト活動は追加的であること、すなわち登録されたゴールド・スタンダード・プロジェクト活動が行われなかった場合に発生するであろう人為起源の温室効果ガスの排出量より低い水準まで排出を削減するものであることが実証されなければならない。

VI.b. ゴールド・スタンダード CDM および JI プロジェクト活動

VI.b.1. **追加性ツール。** ゴールド・スタンダード CDM および JI プロジェクト活動は、その規模や種類にかかわらず、プロジェクトの追加性を実証するために UNFCCC に承認された追加性ツールを使用しなければならない。現在利用可能な追加性ツールは T.2.3 に記載されている。

VI.b.2. **ツールのバージョン。**プロジェクト提案者は、ゴールド・スタンダードへの初回提出時点で利用可能な最新版の追加性ツールを使用しなければならない。

VI.c. **ゴールド・スタンダード VER プロジェクト活動**

VI.c.1. **追加性ツール。**ゴールド・スタンダードVERプロジェクト活動は、その規模や種類にかかわらず、プロジェクトの追加性を実証するためにUNFCCCまたはゴールド・スタンダードに承認された追加性ツールのいずれかを使用しなければならない。現在利用可能な追加性ツールはT.2.3に記載されている。

VI.c.2. **ツールのバージョン。**プロジェクト提案者は、ゴールド・スタンダードへの初回提出時点で利用可能な最新版の追加性ツールを使用しなければならない。プロジェクトが登録されるまで、プロジェクト活動はこのツールを使用することができる。

VI.c.3. **新追加性ツールの提案。**新ゴールド・スタンダード VER 追加性ツールの提案は、T.5.2 に示された手順に従って行うことができる。ゴールド・スタンダードは、提案された追加性ツールへの修正を要求する、明確化を要請する、または要請した修正について十分な進展が見られなかった場合にそのツールを却下する権利を保持する。

VII. **持続可能性評価**

VII.a. **プロジェクトの持続可能な開発に対するリスクと利点**

VII.a.1. **有害な影響を及ぼすリスク。**全てのプロジェクト提案者は、そのプロジェクト活動が環境、社会および経済面で重大な悪影響を及ぼすリスクについて「無危害」評価を通じて評価し、その結果をプロジェクトのゴールド・スタンダード・パスポートに記載しなければならない。T.2.4.1を参照。

VII.a.2. **持続可能な開発への利点。**全てのプロジェクト提案者は、そのプロジェクト活動が持続可能な開発に対して明確な利点を有することを詳細影響評価を通じて証

明し、その内容をプロジェクトのゴールド・スタンダード・パスポートに記載しなければならない。T.2.4.2を参照。

VII.a.3. **持続可能な開発へのプロジェクトの影響のモニタリング。**全てのプロジェクト提案者は、プロジェクト活動が持続可能な開発に及ぼす影響をモニターするため、またプロジェクトが実際に持続可能な開発に貢献したことを確認するために、**持続可能性モニタリング計画**を策定しなければならない。T.2.4.3を参照。

VII.a.4. **地域、地方および国レベルの環境影響評価に関する要件。**全てのプロジェクトは、ホスト国が課する地域、地方および国レベルの環境影響評価要件を満たさなければならない。極小規模プロジェクトについては、プロジェクトが現地の環境規則を遵守していることを保証する宣言書をプロジェクト提案者が提出しなければならない。T.2.4.4を参照。

VII.a.5. **持続可能性の観点からのプロジェクトの却下。**ゴールド・スタンダード財団は、持続可能性に関するゴールド・スタンダードの要件を満たさないプロジェクトを却下する権利を保持し、却下することがある。

VII.b. 「無危害」評価

VII.b.1. **セーフガード原則の遵守。**ゴールド・スタンダード・プロジェクトの活動は、T.2.4.1.に定める一連の**セーフガード原則**を遵守しなければならない。プロジェクト提案者は、附属書 H に示されたガイドラインに従ってこれら**セーフガード原則**に照らしてプロジェクトを評価しなければならない。

VII.b.2. **適応および緩和策。**セーフガード原則に違反する、または違反する可能性のあるプロジェクト活動には、原則を遵守したものになるようプロジェクト設計が適応されるか、有害な影響が生じることのないよう説得力のある緩和策が講じられない限り、ゴールド・スタンダード登録の適格性がない。プロジェクト提案者は、プロジェクト活動のクレジット期間を通じて適切な緩和策が確実に実施されモニターされるようにしなければならない。

VII.b.3. **活動プログラム。**ゴールド・スタンダード登録のために活動プログラムを提出す

る調整組織は、CPA同等またはVER CPA同等レベルで「無危害」評価を実施するものとする。ただし、特定の活動プログラムについてこれを必要でないとする説得力のある根拠をDOEの確認の上で提出した場合はこの限りでない。

VII.c. 詳細影響評価－持続可能な開発マトリクス (SD マトリクス)

VII.c.1. **持続可能な開発への利点。** 全てのゴールド・スタンダード・プロジェクトは、詳細影響評価の実施によって持続可能な開発に対する明確な利点を有することが証明されなければならない。T.2.4.2 を参照。

VII.c.2. **持続可能性指標。** ゴールド・スタンダード・プロジェクト申請者は、T.2.4.2 および T.2.6 に示されたガイドラインに従って、環境、社会的発展、および経済・技術開発の 3 カテゴリーに分類された 12 種類の持続可能性指標に沿ってプロジェクト活動を評価するものとする。この評価の結果は「SD マトリクス」と呼ぶ。指標のリストは、ツールキットの附属書 I に記載されている。

VII.c.3. **適格性のための必要最低点。** ゴールド・スタンダード・プロジェクト提案者は、現地ステークホルダーとの密接な協力のもと、各持続可能性指標についてベースラインの状況、即ちプロジェクトが実施されなかった場合の最もあり得る状況と比較してマイナス (-1)、中立 (0) またはプラス (+1) の点をつけるものとする。全ての指標は同じ重み付けとする。ゴールド・スタンダード登録の適格性を得るためには、プロジェクト活動は 3 つのうち少なくとも 2 つのカテゴリーにおいてプラスの貢献があることを要し、3 つ目のカテゴリーにおいても中間でなければならない。ガイドラインは T.2.4.2 および T.2.6 に示されている。

VII.c.4. **再現性。** 持続可能性指標の採点は容易に再現できなければならない。採点に際しては各指標について説得力のある根拠を伴うものとし、公的に入手できる情報源または専門家の意見を系統だてて参照していることとする。ガイドラインは T.2.4.2 および T.2.6 に示されている。

VII.c.5. **緩和策。** 必要最低点に満たないプロジェクト活動には、最低点に到達するようプロジェクト設計が変更されるか、マイナス点のついている指標について中立(0)になるような緩和策が講じられない限り、登録の適格性がない。これら緩和策は、

プロジェクト活動のクレジット期間を通じてモニターされるものとする。ガイドラインはT.2.4.2 およびT.2.6 に示されている。

VII.c.6. **詳細な持続可能性評価。**プロジェクトのSDマトリクスが現地ステークホルダー協議開催後もベースライン状況との比較において引き続きマイナス点を示し、かつ設計の変更や緩和策の実施が予定されていない場合、これらの指標に関して第三者によるさらに**詳細な持続可能性評価**が実施されるべきか否かについて現地ステークホルダーと協議するものとする。この協議とその後の**詳細な持続可能性評価**は、T.2.6.1 および T.2.7 に示されたガイドラインに従って実施されるものとする。

VII.c.7. **活動プログラム。**ゴールド・スタンダード登録のために活動プログラムを提出する調整組織は、CDMプログラム活動（CPA）レベルまたはVER CPA同等レベルで**詳細影響評価**を実施するものとする。ただし、特定の活動プログラムについてこれを必要でないとする説得力のある根拠をDOEの確認の上で提出した場合はこの限りでない。

VII.d. 持続可能性モニタリング計画

VII.d.1. **モニタリング計画。**全てのゴールド・スタンダード・プロジェクト提案者は、プロジェクトがゴールド・スタンダード認証の適格性を持つか否かを評価するために、プロジェクト活動の持続可能な開発への影響をモニターし、プロジェクトが実際に持続可能な開発に貢献したかを検証する**持続可能性モニタリング計画**を策定しなければならない。T.2.4.3 を参照。

VII.d.2. **モニタリング対象パラメータ。**プロジェクト提案者は、ツールキットの T.2.4.3 および附属書 I に従って中立(0)でない各**持続可能性指標**を適切にモニターするために使用できるパラメータを特定するものとする。プロジェクト提案者は、これらの**持続可能性指標**への当該ゴールド・スタンダード・プロジェクト活動の影響を測るために、**クレジット期間**を通じて周期的にこれらのパラメータをモニターするものとする。**持続可能性指標**のモニタリング活動は、各検証期間ごとに、また必須となっている検証のための各現地査察時に検証されるものとする。

- VII.d.3. **中立でない指標。** 中立でない指標は、全てモニターされるものとする。
- VII.d.4. **緩和策。** 「無危害」評価のセーフガード原則への違反や違反の可能性を防止するため、または**持続可能性指標**を「中立化」するための全ての緩和策をモニタリングの対象とする。
- VII.d.5. **持続可能性モニタリング計画。** プロジェクト提案者は、T.2.4.3 に示されたガイドラインに従って、モニタリング対象パラメータおよび関連指標をどのように、またどの程度の頻度で定量的または定性的にモニターするかを記載した**持続可能性モニタリング計画**をゴールド・スタンダード財団に提出するものとする。

VIII. ゴールド・スタンダード・プロジェクトの管理

VIII.a. ゴールド・スタンダード登録簿

VIII.a.1. **ゴールド・スタンダード登録簿およびプロジェクト管理システム。** ゴールド・スタンダード・プロジェクトの運営管理の大部分は、ゴールド・スタンダード登録簿およびプロジェクト管理システムを通じて行われる。ゴールド・スタンダード登録簿およびプロジェクト管理システムがどのように機能するかは、ゴールド・スタンダード登録簿運用手順に記載されている。登録簿の使用に関するガイドラインは、ツールキットの附属書 E に示されている。詳細については、ゴールド・スタンダード登録簿ウェブサイト (<http://goldstandard.apx.com/>) を参照。

VIII.a.2. ゴールド・スタンダード登録簿への承認口座の開設

VIII.a.2.1. **プロジェクト提案者。** CDM、JI または VER 区分でゴールド・スタンダード登録の申請をしようとするプロジェクト提案者は、T.1.4 および附属書 E に従ってゴールド・スタンダード登録簿に口座を開設しなければならない。

VIII.a.2.2. **有効化審査機関と検証機関。** 有効化審査機関または検証機関がゴールド・スタンダード・プロジェクト活動の有効化審査または検証を行うには、事前に承認口座を持っていないなければならない。

VIII.a.2.3. レビューアー。レビューアーがゴールド・スタンダード・プロジェクト活動の提出文書を閲覧するには、事前に承認口座を持っていないといけない。

VIII.a.2.4. 口座申請手順。口座の申請および承認の手順は、ツールキットの附属書 E に示されている。

VIII.a.3. **利用規約**。全てのゴールド・スタンダード登録簿およびプロジェクト管理システム利用者は、ゴールド・スタンダード登録簿およびプロジェクト管理システムの**利用規約**に署名しなければならない。

VIII.b. 現地ステークホルダー協議

VIII.b.1. **現地ステークホルダーの意見**。プロジェクト提案者は、T.2.6 に示されたガイドラインに従って、提案されたプロジェクト活動に対する意見を、ゴールド・スタンダード財団、およびプロジェクト活動のホスト国で活動する全てのゴールド・スタンダード支持NGOを含む現地ステークホルダーから**積極的に**募るものとする。

VIII.b.2. **指定国家機関 (DNA) および国内担当機関への通知**。プロジェクト提案者は、プロジェクト活動の存在について DNA または国内担当機関に通知しなければならない。

VIII.b.3. **現地ステークホルダー協議の時期**。通常プロジェクト・サイクルで進行しているゴールド・スタンダード・プロジェクトの提案者は、プロジェクト活動の設計段階で現地ステークホルダー協議を実施するものとする。協議は、プロジェクト活動の**建設または実施の開始日以前**に行われなければならない。現地ステークホルダーは、意見を述べるために積極的に招かれるものとする。

VIII.b.4. **遡及プロジェクト・サイクル**。遡及登録のためにプロジェクト活動を提出するプロジェクト提案者は、現地ステークホルダー協議を行わないが、代わりに T.2.5 に示された手順に従って**プレ・フィージビリティ調査**の申請をしなければならない。

VIII.b.5. **公開協議。**現地ステークホルダー協議は少なくとも1回の公開会合を含むものとする。この会合は誰でも参加できるものとし、T.2.6 に示されたガイドラインに従って実施されるものとする。

VIII.b.6. **現地ステークホルダー協議の報告書。**プロジェクト提案者は、T.2.6 に示されたガイドラインに従って現地ステークホルダー協議の報告書を作成しなければならない。報告書は、協議の日（または一連の会合が開かれた場合は最後の協議の日）から1ヶ月以内にゴールド・スタンダード登録簿にアップロードされなければならない。報告書作成にあたってはツールキットの附属書Jに記載されたテンプレートを使用しなければならない。

VIII.b.7. **ゴールド・スタンダード申請者としての地位。**プロジェクト活動は、現地ステークホルダー協議報告書が提出のためにゴールド・スタンダード登録簿および管理システムのウェブサイトにアップロードされ（T.2.9 およびツールキットの附属書Jを参照）、報告書が承認された時点で、初めてゴールド・スタンダード申請プロジェクト活動であると称してよいものとする。

VIII.b.8. **活動プログラム。**現地ステークホルダー協議は、CPAまたはVER CPA同等レベルで開催されるものとし、各CPAまたはVER CPA同等についてそれぞれ報告書が作成および提出されるものとする。ただし、調整組織は、ゴールド・スタンダード・ステークホルダー協議に関する要件の達成を損ねないことを説得力のある形で証明できる場合に限り、複数のCPAまたはVER CPA同等の並行実施にあたり単一の会議の開催ですましてもよいものとする。

VIII.b.9. **機密性。**現地ステークホルダー協議報告書は、承認を経てゴールド・スタンダード登録簿および管理システム上に一般公開される。承認前は、ゴールド・スタンダード事務局と技術諮問委員会のみが報告書を閲覧することができる。

VIII.c. プロジェクト設計書

VIII.c.1. **プロジェクト設計書 (Project Design Document, PDD)。**プロジェクト提案者は、UNFCCC 要件を満たす、または同要件に関連するプロジェクト活動情報をゴールド・スタンダード財団に提出しなければならない。この提出は、ゴールド・ス

タンダード財団へのプロジェクト活動情報の初回提出時点で入手可能な UNFCCC プロジェクト設計書 (PDD) テンプレートの最新版を使用して行われることとする。プロジェクト提案者が申請しようとする各区分に関連するテンプレートへのリンクが T.2.1 に示されている。ゴールド・スタンダード・プロジェクト設計書は、有効化審査プロセス用に提出されなければならない。登録プロセス用には改訂版が提出されることとなる。

VIII.c.2. **ゴールド・スタンダード・パスポート**。ゴールド・スタンダード登録のためには、該当するプロジェクト設計書で要求されるものの他に追加情報が求められる。プロジェクト提案者は、この追加プロジェクト活動情報（ゴールド・スタンダード要件に特有のもの、または UNFCCC 要件を逸脱するもの）をゴールド・スタンダード・パスポートの最新版テンプレートを使用して提出しなければならない。ゴールド・スタンダード・パスポートは、有効化審査プロセス用に提出されなければならない。登録プロセス用には改訂版が提出されることとなる。T.1.5 にガイドラインが示されている。

VIII.c.3. **ゴールド・スタンダード VER 活動プログラム**。調整組織は、以下の文書を有効化審査のために DOE に提出するものとする。

VIII.c.3.1. 記入済みの VER-POA-DD。

VIII.c.3.2. 全ての VER CPA 同等に関連する一般的な情報を記載した PoA 専用の VER-CPA-DD。

VIII.c.3.3. 検討されている各方法論（または方法論の組み合わせ）について、1 件の実例への PoA の適用に基づいて記入された VER-CPA-DD。

VIII.c.3.4. 各 VER CPA 同等につき 1 つのゴールド・スタンダード・パスポート。

VIII.d. **ステークホルダー・フィードバック・ラウンド**

VIII.d.1. **目的**。ステークホルダー・フィードバック・ラウンドは、ステークホルダー協議

の第2ラウンドにあたるもので、通常プロジェクト・サイクルでのゴールド・スタンダード認証の適格性を得るために必要なものである。これは現地ステークホルダー協議で提起された全ての問題点を網羅し、ステークホルダーの意見がどのように適切に考慮されたかを検討することを目的としている。T.2.11を参照。

VIII.d.2. **公開すべき文書。** 通常プロジェクト・サイクルで進行するプロジェクトの場合、ステークホルダーには意見を述べるための資料として少なくとも現地ステークホルダー協議の報告書、(改定版) プロジェクト設計書、(改定版) ゴールド・スタンダード・パスポート、および該当する場合は環境影響評価 (EIA) などの関連書類が公開されなければならない。T.2.11を参照。

VIII.d.3. **時期。** 通常プロジェクト・サイクルで進行するプロジェクト提案者は、T.2.11に示されたガイドラインに従って前項の書類をゴールド・スタンダード登録簿および管理システムにアップロードすることによってステークホルダーが意見を述べられるよう一般公開するものとし、最低2ヶ月間の公開期間を経て初めて有効化審査プロセスを完了できるものとする。

VIII.d.4. **遡及登録。** 遡及プロジェクト・サイクルで進行するプロジェクト提案者は、ステークホルダー・フィードバック・ラウンドをプレ・フィージビリティ調査の結果に従って開催するものとする。T.2.11にガイドラインが示されている。

VIII.d.5 **報告。** プロジェクト提案者は、最終版ゴールド・スタンダード・パスポートの一環として、ステークホルダー・フィードバック・ラウンドの構成、結果およびフォローアップ内容をゴールド・スタンダード財団に報告しなければならない。

VIII.e. プロジェクト活動の有効化審査

VIII.e.1. **外部有効化審査。** 全てのゴールド・スタンダード CDM および JI プロジェクト活動ならびに全てのゴールド・スタンダード大規模および小規模 VER プロジェクト活動のプロジェクト提案者は、ゴールド・スタンダード要件に照らして独立した第三者の有効化審査機関によるプロジェクト設計とプロジェクト書類の審査を受けるものとする。有効化審査機関は、ゴールド・スタンダード・プロジェクト設計書、ゴールド・スタンダード・パスポートおよび現地ステークホルダー

一協議報告書に記載されたプロジェクト設計が適切かつ合理的なものであり関連基準を満たすものであることを正式な文書をもって確認するものとする。
T.3.1 および T.3.5 を参照。

- VIII.e.2. **極小規模プロジェクト活動と内部有効化審査。**有効化審査のために極小規模プロジェクト活動を提出するプロジェクト提案者は、T.3.1 に示された手順に従って、外部有効化審査を DOE に委託する、またはプロジェクト活動をゴールド・スタンダードに提出して内部有効化審査を受けるものとする。
- VIII.e.3. **プロジェクト文書類。**有効化審査段階を支援するため、プロジェクト提案者はゴールド・スタンダード・プロジェクト活動に関する文書類一式、すなわちゴールド・スタンダード・プロジェクト設計書、ゴールド・スタンダード・パスポート、およびゴールド・スタンダード要件に照らしてプロジェクト活動の有効化審査を行うために必要な関連プロジェクト文書類を提出するものとする。これら文書は、ゴールド・スタンダード登録簿およびプロジェクト管理システムを通じて提出されるものとする。
- VIII.e.4. **機密性。**機密情報はプロジェクト登録後に公開されず、ゴールド・スタンダード登録簿およびプロジェクト管理システムに独立した附属書としてアップロードされるものとし、有効化審査機関、ゴールド・スタンダード事務局およびゴールド・スタンダード技術諮問委員会のみが閲覧できるものとする。技術諮問委員会の特定の委員にプロジェクト活動文書を開示したくないプロジェクト提案者は、ゴールド・スタンダード財団にその委員名とプロジェクト情報を開示したくない理由を述べた要求書を提出するものとする。
- VIII.e.5. **有効化審査機関。**ゴールド・スタンダード要件に照らしたプロジェクト活動の有効化審査にあたり、ゴールド・スタンダード・プロジェクト提案者は、UNFCCC が規定する関連領域について認可を受けた UNFCCC 公認の指定運営組織 (DOE) または認定独立組織 (AIE) を使用しなければならない。ガイドラインは T.3.1 に示されている。
- VIII.e.6. **有効化審査作業計画。**有効化審査機関は、ゴールド・スタンダード・プロジェクト活動の有効化審査を行う前に、ゴールド・スタンダード登録簿およびプロジェ

クト管理システム（ツールキットの T.3.3 を参照）を通じて有効化審査作業計画をゴールド・スタンダード財団に提出しなければならない。作業計画は、T.3.3 に示された概要に沿って策定されなければならない。

- VIII.e.7. **有効化審査ガイドライン。** 有効化審査機関は、T.3.5 に示されたガイドラインに従ってプロジェクト活動の有効化審査を行うものとする。デフォルトとして、またゴールド・スタンダード文書に別途記載がない限り、ゴールド・スタンダード・プロジェクト活動は、有効化審査のためにプロジェクト活動を提出した時点で入手可能な最新版の UNFCCC 有効化審査・検証マニュアル（VVM）ガイドラインに従って有効化審査されるものとする。
- VIII.e.8. **現地査察。** 有効化審査機関は、ゴールド・スタンダード・プロジェクト活動の有効化審査の一環として現地査察を実施しなければならない。
- VIII.e.9. **時期。** 有効化審査機関は、ゴールド・スタンダード・プロジェクト活動文書の有効化審査を UNFCCC プロジェクト・サイクルで要求される有効化審査と並行して実施することができるが、それぞれについて個別の有効化審査または有効性決定報告書を提出することとする。
- VIII.e.10. **有効化審査または有効性決定報告書。** 有効化審査機関は、T.3.5 に示されたガイドラインに従って有効化審査または有効性決定意見を含めた有効化審査または有効性決定報告書を提出するものとする。この報告書は、ツールキットの附属書 K に示された有効化審査または有効性決定報告書の概要に沿って作成されなければならない。
- VIII.e.11. **遡及登録。** 有効化審査報告書には、ゴールド・スタンダード・プレ・フィージビリティ調査からの要求事項の表を含めるものとし、それぞれにどのように対応したかを簡潔に記述するものとする。
- VIII.e.12. **ゴールド・スタンダード VER 活動プログラム。** ゴールド・スタンダード VER 活動プログラム（PoA）については、ゴールド・スタンダード・パスポートの有効化審査を CPA VER 同等レベルで実施するものとする。ゴールド・スタンダード・プロジェクト設計書（GS VER-CPA-DD）の有効化審査は、以下の点を除

き UNFCCC のガイダンスに従うものとする。

VIII.e.12.1. ゴールド・スタンダードは、同一の PoA (活動プログラム) について 2 つ以上の方法論の使用を認めている。

VIII.e.12.2. EB36 報告書の附属書 27 のデバンドリング規定と異なり、ゴールド・スタンダードは、同一の PoA のもとで小規模方法論を適用する CPA VER 同等間には、たとえそれらが同じ組織によって実施されている場合でも、1 キロの緩衝帯を要求していない。

VIII.f. プロジェクト活動の登録

VIII.f.1. **正式申請。** 有効化審査プロセスの完了後、プロジェクト提案者または有効化審査を請け負った DOE/AIE は、プロジェクト活動文書の最終版一式と併せてツールキットの附属書 N に記載されたテンプレートに従って作成された署名付きカバーレターをゴールド・スタンダード登録簿およびプロジェクト管理システムにアップロードすることにより、ゴールド・スタンダード登録を正式に申請することができる。

VIII.f.2. **カバーレター。** 正式申請に添えられるカバーレターは、プロジェクトの法的根拠の一部を構成する。その内容には、プロジェクトがゴールド・スタンダード文書に関する要件を満たしている旨の宣言、連絡の手段、プロジェクト活動の結果として生じるクレジットの所有権に関する情報などが含まれる。

VIII.f.3. **登録審査期間。** 正式な登録申請後、ゴールド・スタンダードは 8 週間の固定審査期間に入り、その間にゴールド・スタンダード事務局、技術諮問委員会およびゴールド・スタンダード支持 NGO が有効化審査機関またはプロジェクト開発者に明確化や是正措置を求めることができる (T.3.10 を参照)。

VIII.f.4. **プロジェクト文書類。** 固定登録審査期間中、公開用のゴールド・スタンダード・プロジェクト活動文書類の最終版一式は、ゴールド・スタンダード登録簿およびプロジェクト管理システムを通じて、ゴールド・スタンダード事務局、技術諮問委員会およびゴールド・スタンダード支持 NGO に開示されるものとする。

- VIII.f.5. **機密性**。機密情報は、プロジェクト登録後に公開されず、ゴールド・スタンダード登録簿およびプロジェクト管理システムに独立した附属書としてアップロードされるものとし、ゴールド・スタンダード事務局と技術諮問委員会のみが閲覧できるものとする。技術諮問委員会の特定の委員にプロジェクト活動文書を開示したくないプロジェクト提案者は、ゴールド・スタンダード財団にその委員名とプロジェクト情報を開示したくない理由を述べた要求書を提出するものとする。
- VIII.f.6. **登録と登録料**。登録審査の固定期間満了時点で、要請のあった明確化や是正措置が未解決である場合を除いて、またCDMおよびJIプロジェクト活動についてはUNFCCCへの登録が完了していない場合を除いて、提出されたプロジェクト活動は「登録済み」の状態となり、登録料の支払いをもってゴールド・スタンダード・プロジェクト活動として登録される。
- VIII.f.7 **登録料**。登録料は、予定される初回発行手数料の前金である。ツールキットのT.3.11を参照。
- VIII.f.8. **明確化および是正措置の要請**。登録審査期間は、有効化審査機関またはプロジェクト提案者が登録審査の一環として出された全ての明確化および是正措置の要請に対し、ゴールド・スタンダード要件に従って十分な形で対応するまで延長されるものとする。
- VIII.f.9. **プロジェクト活動の却下**。2回の要請を経ても明確化および是正措置の要請が満たされない場合、ゴールド・スタンダード技術諮問委員会は単純多数決によってプロジェクトを却下できるものとする。
- VIII.f.10. **活動プログラム**。活動プログラムの登録は、プログラム・レベルで行われるものとする。ただし、登録料の支払いは、CPA または CPA VER 同等レベルで行われるものとする。
- VIII.f.11. **公開されるプロジェクト文書類**。プロジェクト活動の登録後、現地ステークホルダー協議報告書、最終版のゴールド・スタンダード・プロジェクト設計書（ならびに CDM/JI プロジェクト活動については CDM/JI プロジェクト設計書）、

最終版のゴールド・スタンダード・パスポートおよび最終版の有効化審査報告書（加えて、CDM/JI プロジェクト活動については最終版の有効化審査または有効性決定報告書）がゴールド・スタンダード登録簿およびプロジェクト管理システムを通じて公開されるものとする。

VIII.g. プロジェクト活動のモニタリングと検証

VIII.g.1. **モニタリング。**プロジェクトの登録後、プロジェクト提案者は、プロジェクト活動による排出削減、持続可能性指標および緩和策をゴールド・スタンダード排出削減モニタリング計画、ゴールド・スタンダード持続可能性モニタリング計画およびツールキットの附属書Iに示されたガイドラインに従ってモニターしなければならない。

VIII.g.2. 外部検証

VIII.g.2.1. 全てのゴールド・スタンダード CDM および JI プロジェクト活動ならびに全ての大規模および小規模 VER プロジェクト活動のプロジェクト提案者は、ゴールド・スタンダードの要件に照らして独立した第三者によるプロジェクト活動の排出削減のモニタリング結果の検証を受けるものとする。

VIII.g.2.2. VER 極小規模プロジェクト活動は、ツールキットの T.4.2 に示されたガイドラインに従って、「目標を定めた無作為抽出」によって外部検証の対象として選定されることがある。

VIII.g.3. **プロジェクト文書類。** 検証プロセスを開始するためには、プロジェクト提案者が排出削減モニタリング報告書およびゴールド・スタンダード持続可能性モニタリング報告書をゴールド・スタンダード登録簿およびプロジェクト管理システムを通じて提出しなければならない。

VIII.g.4. **機密性。** 機密情報はプロジェクト登録後に公開されず、ゴールド・スタンダード登録簿およびプロジェクト管理システムに独立した附属書としてアップロードされるものとし、検証機関、ゴールド・スタンダード事務局および技術諮問委員会のみが閲覧できるものとする。技術諮問委員会の特定の委員にプロジェクト活

動文書を開示したくないプロジェクト提案者は、ゴールド・スタンダード財団にその委員名とプロジェクト情報を開示したくない理由を述べた要求書を提出するものとする。

- VIII.g.5. **検証機関。** CDM/JI ならびに VER 大規模および小規模プロジェクト活動を申請するゴールド・スタンダード・プロジェクト申請者は、ゴールド・スタンダード要件に照らしたプロジェクト活動の検証にあたって、UNFCCC が規定する関連領域について認可を受けた UNFCCC 公認の指定運営組織 (DOE) または認定独立組織 (AIE) を利用するものとする。ガイドラインは、T.4.2 に示されている。大規模プロジェクト活動については、遡及クレジットの場合を除き、検証プロセスと有効化審査プロセスは異なる DOE/AIE に委託するものとする。
- VIII.g.6. **極小規模プロジェクト活動。** 極小規模プロジェクトの検証にあたっては、指定運営組織 (DOE) に検証を依頼するか、ゴールド・スタンダード検証基金プロセスを選択することができる。後者の場合、プロジェクト提案者は、ゴールド・スタンダード検証基金に定額の手数料を支払わなければならない。
- VIII.g.7. **検証作業計画。** ゴールド・スタンダード・プロジェクト活動の検証前に、検証機関はゴールド・スタンダード登録簿およびプロジェクト管理システムを通じて**検証作業計画**をゴールド・スタンダード財団に提出するものとする。この作業計画は T.4.4 に示された概要に沿うものとする。
- VIII.g.8. **検証ガイドライン。** 検証機関は、プロジェクト活動を T.4.6 に示されたガイドラインに従って検証するものとする。デフォルトとして、またゴールド・スタンダード文書に別途記載がない限り、ゴールド・スタンダード・プロジェクト活動は、最新版 UNFCCC 有効化審査・検証マニュアル (VVM) のガイドラインに従って検証されるものとする。
- VIII.g.9. **現地査察。** 検証プロセスの一環として、検証機関はプロジェクト開始後 2 年間のうちいずれかの 1 年の間に現地査察を 1 度実施し、この期間の経過後は 3 年ごとに現地査察を実施するものとする。ただし、これより少ない頻度での現地査察を支持する説得力のある理由を検証報告の中で提示した場合はこの限りでない。

VIII.g.10. **検証の時期。** 検証機関は、ゴールド・スタンダード CDM または JI プロジェクト活動の検証を通常の UNFCCC プロジェクト・サイクルでの検証と並行して実施することができるが、それぞれについて個別の検証報告書が提出されるものとする。ゴールド・スタンダード VER プロジェクト活動については、排出削減および持続可能性モニタリング報告の双方の検証を同時に実施するものとする。検証は一年のどの時期に実施してもよいが、少なくとも必須となっている各現地査察時に実施されるものとする。

VIII.g.11. **遡及クレジットの検証。** プロジェクト提案者は、有効化審査プロセスの委託先と同じ DOE/AIE に遡及クレジットの検証を委託することができる。遡及クレジットを獲得した各年について、検証機関は個別の検証報告書を提出するものとする。

VIII.g.12. **プレCDM VER。** プレCDM VERについては、DOEはゴールド・スタンダード VER期間の検証報告を、プロジェクト活動の第1回検証の報告と併せて、または個別の検証報告書として提出するものとする。

VIII.g.13. **ゴールド・スタンダード VER 活動プログラムと債務。** CPA VER 同等が登録されたゴールド・スタンダード VER 活動プログラム通りの結果を出さないことが判明し、かつクレジットが当該活動プログラムに既に発行されている場合、プロジェクト提案者は以下のいずれかを実施するものとする。

VIII.g.13.1. 発行されたクレジット分を自身の持つ他のプロジェクトのクレジットで相殺する。

VIII.g.13.2. 発行されたクレジット分を他のゴールド・スタンダード・プロジェクトから購入したクレジットで相殺する。

VIII.g.14. **検証報告書。** 検証機関は、T.4.6 に示された検証ガイドラインに従って、検証意見を含む検証報告書を提出するものとする。報告書は、ツールキットの附属書 K に示された検証報告書概要に沿って作成されるものとする。

IX. 認証とクレジットの発行

IX.a. 認証

- IX.a.1. **ゴールド・スタンダード検証報告書の提出。** 認証と炭素クレジット発行を開始するには、プロジェクト提案者またはプロジェクト提案者の委託を受けた指定運営組織（DOE）もしくは認定独立組織（AIE）が、関連するゴールド・スタンダード・ガイドラインに合致したゴールド・スタンダード検証報告書を、（ゴールド・スタンダード CDM または JI プロジェクト活動については CDM または JI 検証報告書と共に、）ゴールド・スタンダード登録簿およびプロジェクト管理システムを通じてゴールド・スタンダード財団に提出しなければならない。
- IX.a.2. **検証審査期間。** ゴールド・スタンダード財団は、ゴールド・スタンダード検証報告書を受領次第、3週間の固定検証審査期間を開始するものとする。この期間に、ゴールド・スタンダード事務局、技術諮問委員会およびゴールド・スタンダード支持 NGO は、明確化や是正措置を求めることができる。T.4.10 を参照。
- IX.a.3. **プロジェクト文書類。** 固定検証審査期間中、**排出削減モニタリング報告書**、**ゴールド・スタンダード持続可能性モニタリング報告書**および**検証報告書**を含む公開用のゴールド・スタンダード・プロジェクト活動文書類の最終版一式は、**ゴールド・スタンダード登録簿**および**プロジェクト管理システム**を通じてゴールド・スタンダード事務局、技術諮問委員会およびゴールド・スタンダード支持 NGO に開示されるものとする。
- IX.a.4. **機密性。** 固定検証審査期間中、機密情報は独立した附属書として**ゴールド・スタンダード登録簿**および**プロジェクト管理システム**にアップロードされるものとし、ゴールド・スタンダード事務局と技術諮問委員会のみが閲覧できるものとする。技術諮問委員会の特定の委員にプロジェクト活動文書を開示したくないプロジェクト提案者は、ゴールド・スタンダード財団にその委員名とプロジェクト情報を開示したくない理由を述べた要求書を提出するものとする。
- IX.a.5. **是正措置。** ゴールド・スタンダード財団またはプロジェクト検証機関が、「**無危害**」評価および**持続可能な開発マトリクス**に表されている持続可能な開発に関する主張をプロジェクト活動が満たしていないと判断した場合、違反がより重大で

あり直ちに是正する必要があるとゴールド・スタンダード財団または検証機関が勧告した場合を除いて、プロジェクト提案者はプロジェクト活動を1年以内に遵守状態に復帰させるものとする。検証対象の排出削減は、適切で説得力のある是正措置が導入されたことを実証できた場合にのみ認証されるものとする。遵守状態が復帰するまで将来の排出削減は認証されないものとする。

IX.a.6. **認証。** 検証報告書の承認をもって、ゴールド・スタンダード財団はプロジェクト活動によって達成された排出削減を認証するものとする。

IX.b. ゴールド・スタンダード・クレジットの発行

IX.b.1. **ゴールド・スタンダード CDM および JI プロジェクト活動。** 全てのゴールド・スタンダード基準を満たす発行済み CER および ERU クレジットの UNFCCC シリアル番号をプロジェクト提案者が提出し、所要のゴールド・スタンダード発行手数料が支払われた後、ゴールド・スタンダード財団は、発行済み CER または ERU クレジットに関連する高品質ラベルを発行するものとする。詳細な手順は、ツールキットの T.4.11 に示されている。

IX.b.2. **ゴールド・スタンダード VER プロジェクト活動。** プロジェクト提案者が所要のゴールド・スタンダード発行手数料を支払った後、ゴールド・スタンダード財団はゴールド・スタンダード VER クレジットおよびそれぞれのシリアル番号を発行し、これらをプロジェクト提案者のゴールド・スタンダード登録簿口座に付与するものとする。詳細な手順は、ツールキットの T.4.11 に示されている。

IX.b.3. **有効期間。** 一旦発行されたゴールド・スタンダード・クレジットは、ゴールド・スタンダード登録簿（ゴールド・スタンダード VER）上で永久的に償還されるまで、またはそれらが遵守目的で使用されるか公認登録簿（ゴールド・スタンダード CER、ゴールド・スタンダード ERU）上で償還されるまで有効である。

IX.b.4. **プレ CDM VER。** ゴールド・スタンダード・プレ CDM VER クレジットは、プロジェクト活動がゴールド・スタンダード CDM プロジェクトとして登録された後にのみ発行されるものとする。

IX.b.5. **公開されるプロジェクト文書類。**プロジェクト活動に対してゴールド・スタンダード・クレジットが発行されると、プロジェクト活動に関連する現地ステークホルダー協議報告書、最終版のゴールド・スタンダード・プロジェクト設計書（および CDM/JI プロジェクト活動については CDM/JI プロジェクト設計書）、最終版のゴールド・スタンダード・パスポート、最終版の有効化審査報告書（および CDM/JI プロジェクト活動については最終版の有効化審査または有効性決定報告書）、排出削減モニタリング報告書、ゴールド・スタンダード持続可能性モニタリング報告書、ならびに検証報告書が、ゴールド・スタンダード登録簿およびプロジェクト管理システムを通じて公開されるものとする。